

施策評価シート（令和6年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-1-1 地域防災力の向上	施策責任者	危機管理部長 辻本 高秀
目指す姿	自助・共助・公助の役割が機能し、市民、地域、行政が一体となった災害に強いまちを目指します。		
関係課	危機管理消防課	個別計画	地域防災計画、国民保護計画、地震防災対策アクションプログラム

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 6	21.5	5/39位	34.5	7/39位	●能登半島地震をきっかけに南海トラフ巨大地震への警戒心が強まり、防災意識が高まることで、地域や各種団体における防災訓練や研修への講師派遣が1年間で40件に増加し、また、自宅の家具を固定している人や、水や食料等を災害用に備蓄する人の割合も増加しているため、防災意識が高まっています。
R 5	26.7	4/39位	14.3	20/39位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8 (目標値)	ベンチマーク
①	自主防災組織率（世帯割）	%	実績	88.2	88.3	87.3		100	県平均 R2: 96.2% R3: 96.1% R4: 97.1% R5: 96.8%
			達成率（%）	88.2	88.3	87.3			
②	自主防災組織の活動に参加している市民の割合	%	実績	9.6	11.1	20		50	
			達成率（%）	19.2	22.2	40.0			
③	家具固定を行っている市民の割合	%	実績	37.7	28.4	38.7		50	県民意識調査（3年毎公表翌年度）H28: 45.5% R1: 53.0% R4: 48.5%
			達成率（%）	75.4	56.8	77.4			
④	水や食糧などを備蓄している市民の割合	%	実績	52.4	45	57.5		70	
			達成率（%）	74.9	64.3	82.1			
⑤	災害協定締結件数	件	実績	48	59	61		80	岩出市 R2: 60件 R3: 62件 R4: 66件 R5: 68件 R6: 72件
			達成率（%）	60.0	73.8	76.3			

4. 成果指標の分析（成果指標のNo.と対応）

- ①世帯数の増減により若干の増減が生じています。自主防災組織設立自治区について令和4年度以降伸び悩んでいるため未設立自治区に引き続き啓発を行う必要があります。
 ②令和5年度の各避難所での分散型訓練に比べ、令和6年度は一会場集約型で実施したため、防災関係機関や各種団体等の参加により訓練参加者は増加しています。
 ③市の広報活動や、能登半島地震をきっかけとした南海トラフ地震への警戒心により、市民の防災意識が高まり、家具固定の有用性が少しづつではあるが、市民に浸透してきていると考えます。
 ④実績値は令和5年度に比べて増加しています。自主防災組織などの訓練や研修の際に啓発を行っている効果と考えます。和歌山県では能登半島地震の検証とともに、個人備蓄の推奨を3日分から1週間分に引き上げたこともあり、今後も引き続き個人備蓄の重要性について啓発を行う必要があります。
 ⑤能登半島地震や南海トラフ地震臨時情報の報道発表などによる防災意識の高まりにより、企業からの働きかけも多く、協定締結件数は年々増加しています。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

- 災害時における円滑で迅速な避難の確保と災害対策の実施体制の強化を図るため、2021（令和3）年度に「災害基本法」の一部が改正され、避難勧告・避難指示の一本化や障害のある方や高齢者などの避難行動要支援者の個別計画の作成が市町村において努力義務となりました。
 ●令和6年11月に中央防災会議が発出した「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」における被災者支援について、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」への考え方の転換により、在宅避難者や車中泊避難者等も含めて支援が必要であることや避難所環境においては、スマート基準を踏まえることなどが示され、さらなる避難所の環境整備や備蓄品の拡充を目指す必要があります。
 ●自主防災組織の設立推進、活動の活性化を目指す中で、自主防災組織が資機材等を導入する際の補助事業を実施するほか、市民の自助・共助の意識高揚を図るために、市民参加型の防災総合訓練の実施や自治区における防災研修・訓練への講師派遣に積極的に取り組んでいます。
 ●防災行政無線放送の聞き直しサービスの導入や市のホームページ、防災ボータルサイトやメール配信サービス、市公式ライン等、市民への迅速な防災情報の伝達に努めています。
 ●行政の防災対応力の強化を目指し、職員による防災訓練を行うとともに、防災マニュアルの整備を進めています。また、物資の供給をはじめとしたさまざまな分野の民間企業との災害協定の締結や関係強化を進めています。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は○、それ以外は●）

○市民の防災意識の向上と災害対策を促進する必要があります。
○自主防災組織の設立促進と活動活性化のための取組が必要です。
○避難所環境の充実とスムーズな避難所開設、運営に向けた取組が必要です。
○災害対策本部機能の充実と計画的な備蓄物資・資機材の整備が必要です。
○誰もが確実に防災や災害の情報を入手できるように伝達手段の充実が必要です。
●職員の防災対応力の強化として、研修や訓練の実施が必要です。
●大規模災害が発生した場合に全般的な協力体制や機能維持の構築が課題です。
●災害時の物資調達や各避難所等への供給について、訓練等の実施と検証により地域防災計画の受援計画等を見直し、実行性を高めるとともに、関係する災害協定締結事業者との関係性の構築を図ることが必要です。
●障がい者や児童等の避難行動に支援を要する市民の避難方法や情報伝達について対策が必要です。
●備蓄食料や防災資機材の計画的な整備及び保管場所の確保が必要です。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	防災意識の啓発、普及 危機管理消防課	<ul style="list-style-type: none"> ●家具固定の促進を図るため、平成29年度から家具転倒防止対策促進事業の実施と啓発を行い、令和2年度から同事業の申請を簡素化し、啓発方法を工夫したことにより、申請件数が目標件数に達しました。 ●小学生から防災意識をもってもらうため、平成28年度から小学生の高学年を対象に3年間で市内すべての学校を訪問する形で、防災教室を開催しています。 ●自主防災組織設立を促進するため、各地区の区長会の場において、自主防災組織への補助制度や組織の必要性について啓発を実施しました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●家具固定の促進を更に進めるため、事業実績を検証し、啓発方法を工夫し、継続実施します。 ●小学生から防災意識を持つてもらうため防災教室を継続実施します。 ●自主防災組織設立を継続して促進するため、自治会活動の場において、必要性についての啓発を強化し、また研修の派遣要望には積極的に参加していきます。 ●地域の防災のリーダーを育成するため、防災士資格取得の補助を行い、地域防災力強化を推進します。 ●令和6年度に更新した紀の川市ハザードマップについて、市内の危険箇所や市民の避難行動の円滑実施に向け、令和7年5月に全戸配布しており、各種訓練や研修の際に啓発を進めています。 ●避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を実施するため、個別避難計画を作成します。
②	防災施設などの計画的な整備 危機管理消防課	<ul style="list-style-type: none"> ●防災行政無線のデジタル化事業完了後、防災行政無線放送の効果的な運用と他の情報ツールとの効率的な連携・活用を図るとともに、防災行政無線開直しサービスのフリーダイヤル化や防災情報ライン連携、また防災ポータルサイトの開設など新たな伝達手段を導入しました。 ●震度感知式鍵ボックスの設置完了後、避難してきた市民が速やかに避難できる訓練を、いつでもどこでも学習することができる市民避難所開設Web学習を促進しました。 ●避難してきた市民が安全で安心して過ごせるよう、引き続き、防災資機材や備蓄物資を整備して、避難所の機能強化を図りました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●継続して防災行政無線放送の効果的な運用と他の情報ツールとの効率的な連携・活用を図るため、総合防災支援システムを活用した市防災ポータルサイトの利用促進に努めることで、市民の迅速な情報収集による防災行動の迅速化を目指します。 ●地震発生時に速やかに地域住民が避難所を開設・運営できるよう、震度感知式鍵ボックスや防災倉庫等の使用方法をSNS等を活用し周知を行います。 ●引き続き、防災資機材や備蓄物資を整備して、避難所の機能強化を図ります。
③	行政の防災対応力の強化 危機管理消防課	<ul style="list-style-type: none"> ●実災害の対策を振り返り、職員防災マニュアルの検証及び防災対応力を高めるための訓練や研修を実施しました。 ●災害対策本部機能を強化に向けて、迅速に職員間の情報共有を図る総合防災支援システムを導入しました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●職員防災マニュアルの検証及び防災対応力を高めるための訓練や研修を実施し、常に実効性の高いマニュアルに更新していきます。 ●災害対策本部機能の充実強化として、導入した総合防災支援システムを用いて、関係部署と連携して操作研修や訓練を実施していきます。 ●手段の円滑運用及び更なる情報伝達方法について、調査・研究を行います。
④				
⑤				
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

●災害発生時の対応について「自助・共助・公助」の連携が不可欠であるため、地域の自主防災組織の設立促進、及び訓練や研修への協力を含め、活動支援を引き続き行います。
--

- 備蓄食料や防災資機材の維持管理及び整備充実に努めるとともに、各種事業所等との災害協定の締結に努めます。
- 令和6年度に導入した総合防災支援システムを有効活用するため、職員への研修・訓練に努めるとともに、市民に災害情報を迅速に提供するため、市防災ポータルサイトの普及啓発に努めます。
- 地域防災計画や職員マニュアルを常に最新の情報に更新していくほか、受援計画については、災害協定締結事業者との連携強化を図り、訓練を通じてその検証結果をもとに実行性の高いものへの更新に努めます。

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

●災害発生時の対応について「自助・共助・公助」の連携が不可欠であるため、地域の自主防災組織の設立促進、及び訓練や研修への協力を含め、活動支援を引き続き行います。
●備蓄食料や防災資機材の維持管理及び整備充実に努めるとともに、各種事業所等との災害協定の締結に努めます。
●令和6年度に導入した総合防災支援システムを有効活用するため、職員への研修・訓練に努めるとともに、市民に災害情報を迅速に提供するため、市防災ポータルサイトの普及啓発に努めます。
●地域防災計画や職員マニュアルを常に最新の情報に更新していくほか、受援計画については、災害協定締結事業者との連携強化を図り、訓練を通じてその検証結果をもとに実行性の高いものへの更新に努めます。

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	<p>満足度が向上しているが、令和5年度に発生した豪雨災害の影響により重要度は上がり、満足度は低下していた令和5年度の数値が令和6年度で通常に戻った状況と考えます。</p> <p>住民に対してさらなる「自助」「共助」の意識を高めていくための取組が必要であるとともに、「公助」においても大規模災害を想定し、避難所機能の強化や備蓄する資機材等の拡充、また、市職員の災害対応力強化を図っていく必要があり、普通と判断します。</p>

施策評価シート（令和6年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-1-2 効率的で効果的な消防体制の整備	施策責任者	危機管理部長 辻本 高秀
目指す姿	安全・速やかに活動できる消防体制を構築するとともに、市民が安心して暮らせるまちを目指します。		
関係課	危機管理消防課	個別計画	地域防災計画

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 6	6.2	25/39位	36.2	5/39位	●令和6年度実施の市民意識調査において、「効率的で効果的な消防体制の整備」の取組に対する重要度は下降し、満足度は、令和5年度調査と同じ結果であったが、数値は上昇していることから、消防団の活動が迅速、かつ効果的に行われた結果と考えます。
R 5	6.6	23/39位	28.0	5/39位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8 (目標値)	ベンチマーク
①	消防団活動が地域の防災力向上に貢献していると感じている市民の割合	%	実績 達成率 (%)	71.3 71.3	69.1 69.1	67.7 67.7			100
②	消防団員の充足率	%	実績 達成率 (%)	94.7 94.7	92.3 92.3	90 90.0		100	定数1,407人 各年4/1現在人数 R3:133 9人 R4:1333人 R5:1,32 8人 R5:1299人 R7:1267 人
③	火災発生件数	件	実績 達成率 (%)	38	22	29		20件未満	
④	消防、救急体制に対して満足と感じている市民の割合	%	実績 達成率 (%)	45 64.3	37.2 53.1	44.7 63.9		70	
⑤	消防団協力事業所制度登録事業所数	事業所	実績 達成率 (%)	7 100.0	7 100.0	7 100.0		7	

4. 成果指標の分析（成果指標のNo.と対応）

- ①消防団が地域の防災を担っていることについて、年度でばらつきはありますが、一定の理解を得ています。
- ②市の人口減少や高齢化で維持するのは困難であるが、消防団各方面隊が団員確保の努力により微減となっています。
- ③消防組合の火災出動回数は、市民の高齢化、特に独居老人も増えている中で、消防団による予防活動や市の啓発により一定数に抑えられているものと考えます。
- ④救急出動は、例年3,000回を超えており、その成果により市民には一定の理解を得ているものと考えます。
- ⑤新規登録は見込めないため、既登録事業所の維持に努めています。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

- 本市の常備消防は、岩出市と2市により設置している那賀消防組合が担っており、非常備消防である消防団と密に連携・協力し、消防体制を確立しています。
- 全国的に消防団員の高齢化や担い手不足が進んでおり、後継者の確保が課題となっています。本市の消防団員は県内2位の規模を備えていますが、消防団員の2008（平成20）年度末時点の平均年齢が43歳であったのに対し、2025年4月1日時点では49.64歳となっており高齢化が進んでいます。
- 特に山間部では消防団員の高齢化や担い手不足が深刻となっており、平野部においてサラリーマンなどの被用者団員が増えています。そのため、令和5年度から消防団応援の店事業を開始（現在32事業所が登録）し、消防団員の福利厚生の充実に努めています。
- 消防団女性分団と近畿大学生物理工学部内に消防団本部近畿大学部を設立しました。
- 毎年度、地域の消防施設の整備や資機材の配備をするなど消防力の向上を図っていますが、約800か所ある防火水槽については、老朽化が進んでいます。
- 令和6年度から火災や自然災害時の出動報酬を新たに追加し、消防団員の意欲向上と担い手確保に向けての取組を強化しています。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は○、それ以外は●）

- 消防団員の確保と消防団組織の再編に向けた検討が必要です。
- 消防団活動を効率的・効果的に実施するため、消防団員の能力向上と新たな技術・機器の導入が必要です。
- 消防団の認知度向上を図るため、活動を広く周知する取組が必要です。
- 市民や事業所の火災予防に対する意識の向上に向けた取組が必要です。
- 消防施設や資機材の継続的な更新整備が必要です。
- 災害時には、地域の企業や女性防火クラブ等の協力体制の構築が必要です。
- 火災や行方不明捜索等には迅速な状況把握が必要なため、ドローン等の先端技術を活用できる組織的な人材確保が必要です。
- 那賀消防組合は、2市で設置し運営しているため、人事、施設整備等の予算、その他迅速な対応が求められる案件においても2市での協議が必要となり、円滑に進まないこともあります。
- 常備消防（那賀消防組合）が、非常備消防（消防団）の事務を担うことにより生じる効果や効率性を検証し、一体運営等の体制についての検討が必要です。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	持続可能な消防団体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団協力事業所制度を普及させるため、継続・新規登録の啓発活動をしました。 ●消防団の質の向上のため、活動時の安全確保につなげるよう基本的な訓練を実施しました。 ●女性消防団の活動の場を広げていけるよう、全国女性活性化大会に参加、防火防災啓発活動を実施しました。 ●学生消防団の活動の場を広げていけるよう、消防団本部訓練の参加、防火防災啓発活動を実施しました。 ●県消防操法大会出場に係る選手団員や消防団幹部の負担軽減を図る取組を計画しました。 ●消防団員の待遇改善に関し、団員報酬の見直しや安全装備品の充実等を推進しました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団員の報酬・手当の見直しや装備品の充実、消防団応援の店制度を推進し処遇の改善を図ります。 ●山間部などにおける消防団員の高齢化や担い手不足に対するため、地元との調整を図りながら、再編成を含めた効率的な消防体制の検討を行います。 ●消防団協力事業所制度を普及させ、消防団員が活躍しやすい体制づくりに努め、被用者団員の増加による日中の機動力低下防止を図ります。また、消防体制を強化するため、学生消防団認証制度を浸透させます。 ●消防団員の能力向上のため、消防団強化制度を充実させ、消防に関する知識の習得と消防団員間における指導体制を強化します。また、ドローンを活用した消防団活動を充実させるため、団員のドローン操縦者を育成します。 ●女性分団、学生分団近畿大学部の育成を継続的に行い、消防団活動の活性化を図ります。 ●消防団の認知度向上を図るために、活動内容などを積極的に情報発信します。
	危機管理消防課			
②	火災予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団の女性分団や学生分団、また女性防火クラブの活動を活発化させ、地元消防団や自主防災組織とも連携して、地域や家庭への火災予防啓発を実施しました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団の女性分団や学生分団、また女性防火クラブの活動を活発化させ、地元消防団や自主防災組織とも連携して、地域や家庭への火災予防啓発に努めます。 ●那賀消防組合と連携し、火災警報器の適正な設置を推進します。
	危機管理消防課			
③	消防・救急・救助体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●岩出市と那賀消防組合と連携し、消防・救急・救助体制の維持に努めました。 ●那賀消防組合の消防指令車等の更新を実施しました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●岩出市と那賀消防組合と連携を強化し、消防・救急・救助体制を充実させます。 ●那賀消防組合の消防指令車等を計画的に更新します。 ●那賀消防組合の消防庁舎の老朽化に伴い、東署の移転新築に向けて、令和7年度に建設用地を確保し、令和7年度には設計に着手していくとともに、今後、中署の更新の計画を含め、安定した消防防災施設の整備を実施します。
	危機管理消防課			
④	消防施設の計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> ●必要なときに必要なものが正しく使えるように、消防器具庫、防火水槽、また、ドライブレコーダー搭載の小型動力ポンプ積載車などの計画的な修繕・整備を行いました。 ●消防団員の安全を確保するため個人装備品（活動服、ヘルメット等）やテント等の資機材の充実を図りました。 ●本市消防団本部の消防体制の充実強化を図るため、ドローンの点検整備を実施して、火災や行方不明捜索に迅速な対応を行いました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●必要なときに必要なものが正しく使えるように、消防器具庫、防火水槽、また、ドライブレコーダー搭載の小型動力ポンプ積載車などの計画的な修繕・整備を行います。 ●本市消防団本部の消防体制の充実強化を図るため、高命救助を迅速に対応できるよう体制の構築を行います。
	危機管理消防課			
⑤				
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

--

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

本市の常備消防は、岩出市との2市で設置している那賀消防組合が担っており、非常備消防である消防団と密に連携・協力し、効率的・効果的に実施するため、能力向上と新たな技術・機器の導入、また安全かつ迅速に活動できる消防体制を構築し、市民が安心して暮らせるよう整備に努めます。

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	本市においても消防団員の高齢化や被用者団員が多くその対策として、女性分団や学生分団の活動の活性化、消防団協力事業者表示制度や消防団応援の店制度の継続的な推進などのこれまで実施してきた事業に加え、令和6年度からは火災や自然災害時の出動報酬を新たに導入し、処遇の改善を図りましたが、人口減少に伴う団員の減少、特に山間部の団員確保の目途は立たない状況であり、消防団の地域貢献に対する理解度は進んでいないため。

施策評価シート（令和6年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-1-3 災害に強いまちの形成	施策責任者	建設部長 山本 欣史
目指す姿	大規模自然災害に備えた対策を進め、安全・安心な居住地が確保されているまちを目指します。		
関係課	建設総務課、道路河川課、住宅政策課、農地整備課、危機管理消防課	個別計画	地域防災計画、耐震改修促進計画

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 6	34.1	2/39位	6.0	30/39位	●浸水被害が発生したことにより、依然高い状態です。なお、国・県管理河川において、土砂が堆積しており草・木が生い茂り川の流れが阻害されている箇所もあるため、堆積土の浚渫および草・木の伐採の要望が寄せられています。
R 5	40.3	1/39位	-7.7		

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8 (目標値)	ベンチマーク
①	災害対策に対して満足と感じている市民の割合	%	実績	24.3	17.7	22.6		50	
			達成率(%)	48.6	35.4	45.2			
②	ため池改修箇所数	か所	実績	26	31	33		46	防災重点農業用ため池291か所
			達成率(%)	56.5	67.4	71.7			
③	住宅耐震改修の補助件数	件	実績	12	10	10		4年間で80件	
			達成率(%)						
④			実績						
			達成率(%)						
⑤			実績						
			達成率(%)						

4. 成果指標の分析（成果指標のNo.と対応）

①令和5年度は、令和5年6月の線状降水帯による大雨被害により著しく低下していたものと考えます。
②老朽化した農業用ため池の改修については多額の費用がかかることや事業期間も複数年となるが、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年10月1日施行）に基づき、安全性の向上を目的とした推進整備計画を立て、県営事業および団体営事業として計画どおり整備を進めています。
③年度によって増減はあるが、一定数の改修工事がなされており、耐震化が図られていますが、目標値に近づけるためには、制度の周知を推進する必要があります。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●本市には、2024（令和6）年度末現在689か所の農業用ため池があり、そのうち豪雨や地震時に警戒が必要な防災重点農業用ため池として291か所が県により指定されています。農業用ため池の防災・減災対策でため池改修を進めています。またソフト面での対策として、ため池の水位計や監視カメラ・雨量計設置の推進が求められています。
●大きな被害が予想される東海・東南海・南海3連動地震や南海トラフ巨大地震に備えるため、旧耐震基準で建築された住宅の耐震診断、耐震改修を促進しています。
●農村地域の防災・減災力向上に向け、令和2年10月に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が施行されました。
●市内の準用河川と普通河川において、土砂の浚渫等河川氾濫を未然に防ぐよう努めています。
●紀の川の大雨水時の対策として国土交通省が行っておりました紀の川岩出狭窄部対策事業が令和3年3月に完成し、引き続き藤崎狭窄部対策、麻生津無堤防地区対策に着手しています。
●都市部を流れる河川であって、河川整備等による浸水被害の防止が、市街化の進展等により、困難なものうち、国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川で、特定都市河川制度として指定されることにより、流域における雨水貯留対策の強化や、水害に対応したまちづくりとの連携等、流域一体となった浸水被害対策の推進を図ることができます。
●洪水・土砂災害・ため池ハザードマップを令和6年度に更新し、令和7年5月に全戸配布しています。（国管理権門等33ヶ所、市管理権門等16ヶ所、市管理排水機場9ヶ所）

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は①、それ以外は●）

●老朽化した水防施設の適正な維持管理や更新整備が必要です。
●過去の被害を検証し、同様の被害が発生しないよう治水対策や土砂災害対策が必要ですが、ハード面での対応には限界があります。
●さらなる危険箇所の周知や情報提供を行い、市民の安全意識を高めることができます。
●農業用ため池をはじめとした農地・農業用施設の地域ぐるみによる適正な保全管理や整備改修が必要です。
●旧耐震基準で建築された住宅の耐震化に向けた取組が必要です。
●ため池改修については、ハザードマップにより防災意識の向上と併せて地元・水利関係者への安全に対する理解が必要であるため、今後も事業に関する説明及び啓発を引き続き推進します。
●ため池の防災工事を進めるには、全面改修では事業費も高額となり改修にも数年が掛かり、計画的な整備も難しくなっているなか、部分改修を増加させることが必要です。また、放置され使用されていないため池については関係者と協議の上、可能なため池については用途廃止及び減災対策工事を実施することで、ため池決壊及び下流域浸水の被害を軽減することが必要です。
●排水機場や排水権門等の施設の老朽化に伴う適正管理や施設の更新及び想定を超える災害に備え新たな施設の整備が必要です。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	治水・排水対策の推進 建設総務課、道路河川課、危機管理消防課	<ul style="list-style-type: none"> ●岩出狭窄部対策事業について完成しました。 ●SNSを活用し、市民に対して各地域の避難所の開設方法について周知を行いました。 ●市内の準用河川と普通河川について、河川氾濫を未然に防ぐため、構造物の修繕や河道に生えている立木の撤去・堆積土の撤去を行いました。 ●藤崎狭窄部対策・麻生津無堤防地区対策について、早期完成を要望しました。 ●水防法に基づき見直された浸水想定区域を反映させたハザードマップを作成し、各戸配布することにより各地域の危険箇所について注意喚起と周知を行いました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の準用河川と普通河川の氾濫・浸水被害を未然に防ぐため、計画的に河川の浚渫や護岸改修を進めます。 ●藤崎狭窄部対策・麻生津無堤防地区対策について、早期完成を要望します。 ●過去の大雨等で浸水した実績のある3地区（貴志川町丸柄・貴志川町前田・桃山町調月）の河川に設置した水位観測装置及び監視カメラにより水位の上昇による市道の冠水状況及び自主避難の目安として地域住民に知らせ被害の軽減を図ります。
②	土砂災害防止対策の推進 建設総務課・危機管理消防課	<ul style="list-style-type: none"> ●県に対し、土砂災害防止対策の要望を行いました。 ●SNSを活用し、市民に対して各地域の避難所開設方法について周知を行いました。 ●土砂災害防止法に基づき見直された土砂災害警戒区域を反映させたハザードマップを作成し、各戸配布することにより各地域の危険箇所について注意喚起と周知を行いました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、県に対し土砂災害防止対策の要望を行います。
③	農地・農業用施設の災害対策の推進 農地整備課・危機管理消防課	<ul style="list-style-type: none"> ●防災重点農業用ため池の防災工事については、受益面積、事業費の条件に合う工事について、県営で改修を進めています。 ●国営総合農地防災事業の事業推進を行いました。 ●防災重点農業用ため池の防災工事が実施できるように地元と協議を行いました。 ●排水機場・排水樋門等の施設・器具の点検整備を適正に行いました。 ●排水機場・排水樋門等操作員へ災害時の待機・出動の連絡調整や訓練・研修の実施、契約・支払い等の実績管理を行いました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●ため池の防災工事について、県営事業以外のため池（受益2ha以上から5ha未満）団体営についても改修を行っていく必要があります。 ●使用されず放置されているため池については、廃止を推進します。 ●劣化状況及び豪雨耐性評価に基づき改修計画を進めて行くうえで全ての防災重点農業用ため池の防災工事について、今後、地元負担金を求める事を検討する必要があります。 ●排水機場・排水樋門等の施設・器具の老朽化による対策を適正に行っていきます。 ●排水機場・排水樋門等操作員へ災害時の待機・出動の連絡調整や訓練・研修の実施、契約・支払い等の実績管理を行っていきます。
④	住宅耐震化の推進 住宅政策課	<ul style="list-style-type: none"> ●さまざまな機会を通して、住宅耐震化の重要性に関する啓発を進めています。また、耐震診断や耐震設計、改修に要する経費の補助を行うことで、耐震化を促進しています。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅耐震化の重要性に関する啓発を進めています。また、国、県の補助制度を活用し、耐震化を促進します。
⑤				
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

- 排水機場の保全計画に基づき、更新・長寿命化などの対策を計画的に進めます。
- 国営総合農地防災事業の農地湛水被害の軽減・解消を図るため、国や県などの関係機関と連携し、排水機場や排水路の整備を計画的に推進します。
- 県・地元と連携を取りながらため池改修を実施します。
- ため池の適切な管理を行うため、水位計・監視カメラ・雨量計の設置を促進するとともに、利用していないため池については廃止工事を推進します。
- 計画的な戸別訪問の実施や、広報紙や市ホームページなどによる啓発を行うとともに、住宅耐震化に必要な補助を行います。

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	大規模自然災害に備えた対策を計画的に進めているため。

施策評価シート（令和6年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-1-4 防犯・交通安全対策の推進	施策責任者	危機管理部長 辻本 高秀
目指す姿	交通安全や防犯に対する意識を高めるとともに、安全な交通環境の整備や防犯対策を行い、交通事故や犯罪の起きにくいまちを目指します。		
関係課	危機管理消防課、商工労働課、道路河川課、建設総務課、交通政策課	個別計画	

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 6	21.0	6/39位	11.0	25/39位	●昨今のSNS型の詐欺事件などの報道や、市内でも詐欺電話による事案も多く発生しているため、防犯に対する市民の関心は高まっているものと考えます。 ●ネット通販の普及や社会情勢の変化などの要因により消費生活が多様化するにつれ、消費生活トラブルも多種多様となってきています。市民生活に身近な問題であり、相談件数や消費生活トラブルに関する出前講座の要望なども増加していることから、市民の関心が高いと考えます。
R 5	16.2	10/39位	9.8	22/39位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8 (目標値)	ベンチマーク
①	市内交通事故発生件数（人身事故）	件	実績 達成率 (%)	90	100	82		98件未満	岩出警察署管内 R4: 209件、R5: 194件、R6: 195件
②	高齢者（65歳以上）の事故発生件数	件	実績 達成率 (%)	26	40	25		44件未満	岩出警察署管内 R4: 85件、R5: 88件、R6: 74件
③	犯罪率	%	実績 達成率 (%)	3.78	3.48	3.71		3.47%未満	県内 R2: 4.22% R3: 3.47% R4: 3.76% R5: 4.46 R6: 4.56
④	自治会の防犯カメラ設置数	件	実績 達成率 (%)	7 70.0	6 60.0	5 50.0		10	
⑤	消費者被害にあわないように注意している市民の割合	%	実績 達成率 (%)	91.7	91	91		91.7%以上	

4. 成果指標の分析（成果指標のNo.と対応）

①近年では自動車の安全装置の普及や交通安全啓発の効果により徐々に低下傾向にあります。
②自動車の安全装置の普及や運転免許返納等により徐々に低下傾向にあります。
③長期的にみると低下傾向にあり、県全体の犯罪率より低い状況であるが、令和5年度に比して微増となっており、引き続き防犯啓発に努めていく必要があります。
④目標件数には至らなかったが、自治区からの問い合わせも多く、地域の防犯に対する意識は高いといえます。
⑤ネット通販などが日常生活に浸透しており市民の消費者被害に関する関心は高く推移しています。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●国の交通安全の推進として、①歩行者の安全確保、②安全運転意識の向上、③自転車運転マナーの向上について施策が実施されています。
●県内の交通事故件数は減少傾向にある中、高齢者割合が約4割となっています。警察では、運転経歴証明書制度の周知や運転免許証返納者の支援に努めています。
●交通安全を推進するため、交通安全推進連絡協議会や交通指導員会、交通安全母の会を設立して啓発活動を実施しています。
●令和4年4月に自動車等の運転前後のアルコールチェックが義務化され、令和5年4月に全ての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。
●放置自動車等の防止及び処理に関する条例を制定し、地域の美観を保持するとともに快適な生活環境の維持を図っています。
●特殊詐欺が増加しており、巧妙化するSNS型等の詐欺など、若年層への影響が懸念されます。
●地域全体で監視し安全確保を行うため学校や地域、行政、警察が連携しています。
●各自治区が自立して地域防犯の推進を行えるよう防犯カメラ・防犯灯の設置補助金交付要綱を制定しています。
●消費者を取り巻く環境は、情報化が著しく進展していること等により、多様化かつ複雑化しています。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は○、それ以外は●）

○小・中学生の自転車マナーの向上と高齢者の交通安全対策への取組が必要です。
●駐輪場などの駐車マナーの啓発や駐輪場などの見回り強化や放置されにくい環境づくりが必要です。
●道路交通の安全を保持するため、交通指導員の人員確保が必要です。
○高齢者の被害が大半を占める巧妙化する特殊詐欺に対する対策が必要です。
○交通事故減少のため、関係機関との連携による交通安全施設の整備が必要です。
●街頭犯罪で、例年から特に岩出署管内での発生件数が多い「自転車盗」「万引き」への対策が必要です。
○消費者相談体制の充実を図る必要があります。
●地域ぐるみで、犯罪の起こりにくい体制や環境づくりが必要です。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●交通安全啓発として、交通安全推進連絡協議会を中心に交通指導員会などと連携して、登下校時における見守りや啓発物品等の配布を実施しています。 ●保育所において岩出警察署と連携し、交通安全教室を開催しています。 ●高齢者を対象とした交通大学を開講し、交通事故防止と交通安全に対する意識の啓発を行っています。 ●自治区の要望により、飛び出しが危険な場所に設置する飛び出し防止看板を配付しています。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●小・中学生の自転車マナーや高齢者の交通マナーの向上を図るため、幼少期から高齢者までの交通安全教育として、年齢等に応じた交通安全教室を実施します。 ●高齢者に関する事故は全国的にも多く発生しており、関係各課と連携して運転免許証返納者に対する支援策の検討を進めます。 ●交通指導員の人員確保に向け、地域のバランスを考慮したうえで広報紙等により募集します。
	交通政策課			
②	交通安全施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●交通規制に関する要望を受理し、関係機関に相談や要望を行っています。 ●交通事故を減少させるため、関係機関と連携し、ガードレールやカーブミラー、標識等を整備しました。また国道・県道に関しては、国・県に要望しました。 ●交通安全・歩行者安全等の確保のため、区画線・グリーンベルト等を設置しました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●交通事故を減少させるため、関係機関と連携しガードレールやカーブミラー、標識等を継続して整備します。また、国道・県道に関しては引き続き国・県に要望します。 ●通学路合同点検の結果により対策が必要となった箇所に対して計画的にグリーンベルトや区画線などを設置します。
	建設総務課・道路河川課			
③	放置自転車対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●駐輪場などでの駐車マナー向上に向けた啓発活動を実施しています。 ●市管理地など公共の場所を調査・確認し、関係機関と連携して放置自転車等の防止啓発を実施しています。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●駐輪場などでの駐車マナーを継続的に啓発することにより、歩行者への配慮や盗難防止に取り組みます。 ●放置自転車等対策として、関係機関と連携して各駅駐輪場などの見回りを強化して放置されにくい環境づくりに取り組みます。
	交通政策課			
④	地域防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●防犯啓発活動を実施するとともに、不当要求防止責任者に講習会を実施しています。 ●暴力団追放大会を開催し、暴力団の排除に向けた意識の高揚を図っています。 ●特殊詐欺に狙われやすい高齢者に向けて防犯教室も実施しています。 ●駅駐輪場に設置している防犯カメラは、犯罪抑止と犯罪の早期解決に繋がっており、警察からの防犯カメラ映像の情報提供依頼に協力しました。 ●市が自治会に対して防犯灯や防犯カメラの設置費用の一部を補助することで、各自治区の実情に即した効果的な防犯施設の整備の充実が図られています。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●増加している特殊詐欺等の被害を減少させるため、関係機関に専門知識を持った講師の派遣を依頼し、防犯教室等を開催します。 ●犯罪が起こりにくい環境づくりのため、各自治区への防犯灯・防犯カメラ設置等に係る支援を行い、地域の防犯対策を推進します。 ●公共施設への防犯カメラの設置を推進します。
	危機管理消防課			
⑤	消費者の安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活相談窓口の開設回数を拡大し、専門相談員等による消費生活に関する相談を受け付けるとともに解決に向けたアドバイスを行いました。 ●各イベントでの啓発活動や市民に対する啓発講座などを実施しました。 ●消費生活相談に関する講習会に参加し、職員のスキルアップに努めました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者問題の未然防止と早期解決のため、市民に対する啓発や拡大した専門相談員による相談窓口等の相談体制を維持します。 ●成人年齢の引き下げに伴い、若年層に対して消費者被害防止に関する啓発を強化します。
	商工労働課			
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

- 通学路安全点検について、各小中学校から危険箇所の報告を受け、学校・警察・道路管理者（国・県・市）・教育委員会が現地において立会いし改善方法を検討、改善可能な箇所から年次計画的に改修しています。
- 犯罪被害者等への支援に取り組むため、令和6年度に条例制定及び警察等関係団体と連携し、相談窓口を設置するなど被害者支援を拡充しています。

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

- 小・中学校の自転車マナーや高齢者の交通のマナーの向上を図るため、幼少期から高齢者までの交通安全教育として、その段階に応じた交通安全教室を実施します。
- 関係各課との連携により、運転免許証返納者に対する支援策について検討を進めます。
- 交通指導員の人員確保に向け、地域のバランスを考慮しながら道路交通の安全保持に取り組みます。
- 駐輪場などでの駐車マナーを啓発し、歩行者への配慮や盗難防止に取り組みます。
- 放置自転車などの対策として、各駅駐輪場などの見回りの強化や放置されにくい環境づくりに取り組みます。
- 消費者相談窓口の開設日を増やすなど拡大した相談体制を維持します。
- 消費生活相談の内容も多様、複雑化し被害も増大するなか、市民が消費者被害に遭わないよう啓発に努めます。
- ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設を関係機関と連携して適正な整備を進めます。
- 地域や各種団体における防犯教室を警察等関係機関と連携して講師派遣等に取り組み、防犯啓発に努めます。

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	本施策の取組については、本市だけではなく、警察等防犯に係る関係機関や団体等と連携して、交通安全教室や防犯教室などを開催し、継続的に交通事故や犯罪が起こりにくい環境づくりが必要となります。市民意識調査の重要度、満足度ともに向上していますが、犯罪率等は横ばいであり、普通と判断します。

施策評価シート（令和6年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-2-1 健康づくりと疾病予防	施策責任者	市民部長 岡野 和彦
目指す姿	市民が健康な生活習慣や心の健康に理解を深め、自分に合った効果的な健康づくりに楽しく取り組み、生涯を通して健康的な生活を送ることができます。		
関係課	健康推進課、国保年金課	個別計画	健康増進計画、いのち支える自殺対策計画、紀の川市国民健康保険第3期保健事業実施計画

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 6	13.8	12/39位	53.5	2/39位	●令和6年度の市民意識調査によると、健康づくりに意識的に取り組んでいる人の割合は、「取り組んでいる」「どちらかといえば、取り組んでいる」を合わせると64.1%で、令和5年度の66.4%から減少しています。 ●令和6年度の「健康づくりと疾病予防」の満足度は2位で令和5年度と変わらず、重要度は、12位で令和5年度の13位から上がっています。
R 5	13.6	13/39位	46.4	2/39位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8 (目標値)	ベンチマーク
①	健康寿命 【男性】	歳	実績 達成率 (%)	79.78	79.31	79.05		79.94歳以上	R2年健康寿命(国) 80.09(県) 79.61 平均寿命(国) 81.64(県) 81.17(市) 81.38
②	健康寿命 【女性】	歳	実績 達成率 (%)	84.09	84.2	83.72		84.40歳以上	R2年健康寿命(国) 84.41(県) 84.08 平均寿命(国) 87.74(県) 87.50(市) 87.79
③	各種がん検診受診率 【乳がん検診】	%	実績 達成率 (%)	18.6 74.4	21.8 87.2	22.3 89.2		25	69歳以下(R5年度)(国) 16.0%(県) 17.7%(市) 26.9%
④	特定健診受診率	%	実績 達成率 (%)	38.2 91.0	40.7 96.9	40.4 96.2		42	R6年度38.9%(市町村国保特定健診受診率県速報値)
⑤	健康づくりに意識的に取り組んでいる市民の割合	%	実績 達成率 (%)	65.8 94.0	66.4 94.9	64.1 91.6		70	

4. 成果指標の分析（成果指標のNo.と対応）

①②健康寿命（日常生活に制限のない期間）について、市では介護度2～5の人数をもとに算出しています。平均寿命と健康寿命の差が日常生活に制限がある期間となります。市独自に算出した平均寿命（男）80.53歳、（女）86.93歳から健康寿命を差し引くと、日常生活に制限のある期間は、男性1.48年、女性3.21年となります。この制限のある期間はやや減少していますが、平均寿命の低下に伴い、健康寿命も低下傾向にあります。
③各種がん検診は新型コロナウイルス感染症が令和5年に5類感染症に移行したことと、令和6年度から集団検診の受診申込においてWEBでも申込める体制を整えたことで、受診率は回復つつあります。
④特定健診受診率向上に向けた取組を実施したことにより、令和5年度特定健診受診率をほぼ維持することができました。引き続き、受診率向上のため周知啓発の強化、効果的な受診勧奨を実施していく必要があります。
⑤健康づくりに意識的に取り組んでいる市民の割合は、令和5年度と比べると2.3%減少しています。年代別でみると30代で0.4%の増加（58.0%→58.4%）、40代で1.3%の減少（60.0%→58.7%）、50代で13.4%の減少（67.4%→54.0%）、60代で4.6%の増加（69.0%→73.6%）となっており、特に50代の減少が大きく影響しています。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●国は、令和6年度から健康日本21（第3次）のビジョンを「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」としています。紀の川市においても、国のビジョンに基づく健康づくりを推進するため、第3次紀の川市健康増進計画を策定しました。（計画期間：令和6年度～令和17年度）
●国は、がん検診情報の一體的な把握を目指しており、令和7年7月に「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を一部改正し、市町村が住民の職域等がん検診の受診状況を把握し、適切な受診勧奨及び精密検査勧奨に努めることとしました。
●国は、令和7年3月に「令和6年中における自殺の状況」の確定値を公表しました。令和6年の自殺者は数は20,320人で、前年の21,837人に比べ1,517人、6.9%減少しました。これは、令和元年に次いで過去2番目に少ない数でしたが、小中高生は529人で前年に比べ16人増加し、過去最多を更新しました。
●国は、機動的なワクチン接種の体制整備として、個人番号カードによるオンライン対象者確認の導入や自治体の接種状況を把握する予防接種データベースの整備など、予防接種事務のデジタル化を目的とした改正予防接種法の施行予定期日を令和8年6月、適合基準日を令和10年4月とし、市町村へ準備を促しています。
●紀の川市国民健康保険第3期保健事業実施計画（計画期間：令和6年度～令和11年度）に基づき、紀の川市国民健康保険被保険者の健康の保持増進を図るとともに、医療費の適正化に繋げることを目指し、関係機関と連携を取り、各種保健事業に取り組んでいます。
●国は、令和7年4月に職場での熱中症対策について、事業者に対し、①熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備、②熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成、③これららの体制や手順の関係作業者への周知、を義務付ける労働安全衛生規則の改正を行いました。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は①、それ以外は●）

◎世代ごとに異なる健康課題やライフサイクルに応じた、よりよい運動習慣・生活習慣を定着させる取組が必要です。
●市民の主体的な健康づくりを支援するため、「紀の川市民健康づくり11か条」の周知と取組の推進が必要です。
◎がん検診受診率の向上を図る取組が必要です。
◎ここでの健康づくりにつながる取組を推進していく必要があります。
●自殺を「社会の問題」として捉え、自殺のリスク要因を減らし、生きることの促進要因を増やす包括的な支援の取組が必要です。
◎感染症の予防の徹底とまん延防止に取り組む必要があります。
●住民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症の発症及びまん延に備えるため、関係医療機関と連携して予防接種事務のデジタル化に取り組む必要があります。
◎特定健診受診率・特定保健指導利用率を向上する必要があります。
●熱中症を未然に防ぐため、熱中症対策について市民への周知を徹底する必要があります。環境省から「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合は、防災行政無線放送等で市民に情報提供する必要があります。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●健康に関心のある民間企業と連携して、働き世代（従業員）の運動習慣者の増加を図るため、ウォーキングイベントを実施しました。 ●集団検診において骨粗しょう症検診を取り入れ、初年度である令和6年度は、40歳から70歳すべての女性を対象としました。また、骨粗しょう症を予防するための講座を開催しました。 ●歯周疾患検診の対象者にナッジ理論を用いた受診勧奨ハガキを送付し、受診率向上に取り組みました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の運動習慣の定着を図るため、ウォーキングアプリを導入し、ウォーキングイベント「紀の川ウォーク」を実施します。 ●集団検診において、40歳から70歳の5歳ごとの女性を対象に、骨粗しょう症検診を実施します。 ●若年者の歯周病予防のため、歯周疾患検診の受診対象者をこれまでの40歳、50歳、60歳、70歳に20歳、30歳を加えます。 ●食生活改善推進協議会の活性化を図るため、会員養成座を実施します。
	健康推進課			
②	がん対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ピンクリボンキャンペーンや広報紙、公式LINEアカウント等による啓発などを通じて、がん検診の受診勧奨を行うとともに、webによる集団がん検診の申し込みを実施し、受診率向上を図りました。 ●10月の乳がん月間に、庁舎に懸垂幕、乳がん検診啓発ブースを設置し、休日に乳がん検診、子宮頸がん検診を実施しました。 ●子宮頸がん検診において、ナッジ理論を活用した受診勧奨はがきを20歳から39歳までの検診対象者と20歳から69歳までの未受診者全員に送付し、受診率向上に取り組みました。 ●精密検査が必要な人に対するフォローを行い、精密検査の受診率向上に取り組みました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●がん検診未受診者への受診勧奨を継続して実施し、受診率向上に取り組みます。 ●10月の乳がん月間での取組を継続します。 ●医師会と連携を密にし、がん検診の精度管理を充実させた体制づくりに取り組みます。 ●精密検査が必要な人へのフォローを継続して実施し、精密検査の受診率向上に取り組みます。 ●健康管理システムについて、国が進めるシステム標準化に対応していきます。 ●住民集団検診において、予約方法等を検討、改善し、より受診しやすい環境を整えていきます。
	健康推進課			
③	自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●令和7年3月に第2期紀の川市いのち支える自殺対策計画を策定し、概要版を各戸配布しました。 ●自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができるよう、地域福祉に関わる団体や機関等に対してゲートキーパーを養成する研修を実施しました。 ●紀の川市の小学校4年生全クラスに対し、いのちの尊さを伝えるための「いのちの授業」を実施しました。 ●各課の窓口に相談に来庁した市民のニーズを的確に捉え、庁内の適切な部署にスムーズにつなげることを目的とした「つなぐシート」を全窓口に設置しました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●第2期紀の川市いのち支える自殺対策計画に基づき、自殺対策推進のための取組について検討していきます。 ●一般市民の方も対象としたゲートキーパー養成講座を継続して実施します。 ●市内小学4年生に対する「いのちの授業」について引き続き実施していきます。 ●いのち支える自殺対策協議会および推進本部会を開催し、関係部署との情報共有を図ります。 ●庁内の自殺対策担当委員に対し、研修等を実施し、各課が連携して自殺対策に取り組める体制を整えます。
	健康推進課			
④	感染症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●令和6年11月から令和7年3月まで、65歳と70歳以上の方を対象に、帯状疱疹ワクチンの任意予防接種費用の一部助成を実施しました。 ●子宮頸がんワクチンの積極的勧奨の差し控えにより定期接種機会を逃した方のキャッチアップ接種が、令和6年度で終了しましたが、最終年度のワクチン不足により、接種期限が1年間延長された方にについては、接種期限延長の通知を行いました。 ●感染症等で生命が脅かされることのないよう、正しい知識の普及啓発に取り組みました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●帯状疱疹ワクチンについて、令和7年4月から高齢者の定期予防接種となり、65歳の方と5年の経過措置として70歳から100歳までの5歳ごとの方を対象に実施します。 ●機動的なワクチン接種が実施できる体制整備を目的とした改正予防接種法に基づく予防接種事務のデジタル化について、適合基準日である令和10年4月1日を目指に、関係医療機関と協議を行なながら準備を進めます。 ●紀の川市新型インフルエンザ等対策行動計画について、国及び県の行動計画改定を受け、令和8年度中を目標に市行動計画の改定を行います。
	健康推進課			
⑤	特定健診・特定保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●メタボリックシンドロームに着目し、高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病の早期発見、また重症化予防を目的に特定健診、特定保健指導を実施しています。 ●特定健診対象の若年層（40～50歳代）に対し、電話による受診勧奨を実施し、受診率の向上に努めました。 ●特定健診の未受診者に対する受診勧奨ハガキを送付し受診率の向上に努めました。 ●集団特定健診会場において、健診以外の健康チェックや、特定保健指導を実施し、特定保健指導利用者増加に努めました。 ●生活習慣病の重症化予防のため、生活習慣改善に取り組むきっかけづくりとして、活動費用の一部を補助する運動継続支援事業を令和4年度より開始しました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●メタボリックシンドロームに着目し、高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病の早期発見、また重症化予防を目的に、引き続き特定健診、特定保健指導を実施します。 ●新規の国民健康保険加入者、集団特定健診未受診者に対する個別特定健診受診券の発行を行います。集団・個別特定健診未受診者に対するハガキや電話等による受診勧奨を行い、引き続き特定健診の受診率向上に取り組みます。 ●生活習慣病の重症化予防のため、生活習慣改善に取り組むきっかけづくりとして引き続き運動教室等の開催や、運動継続支援事業の利用促進に取り組みます。 ●紀の川市国民健康保険第3期保健事業実施計画に基づき、被保険者の健康の保持増進を図るとともに、医療費の適正化に繋げることを目指し、関係機関と連携を取る、特定健診、特定保健指導をはじめし、効果的かつ効率的な保健事業に取り組みます。 ●若年層の受診率向上のため、健診申込方法等見直しを行い、WEB申込みの導入等に向け、関係課と連携し取り組みます。
	国保年金課			
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

<ul style="list-style-type: none"> ●透析への移行者の増加を抑制するため、引き続き医療機関と連携し、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施します。 ●高齢者の医療の確保に関する法律など関係法令等が改正され、全市町村で高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施することを義務付けられたため、令和6年度から県内全市町村が実施しています。市では令和4年度から開始しており、庁内関係課や関係機関と連携し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組んでいます。 ●熱中症特別警戒アラート発表時に市民等に開放する指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として、市関係施設を22カ所指定しました。熱中症予防について、防災行政無線にて定期的に市民への周知、啓発に取り組みます。 ●災害時避難所でもある桃山保健福祉センターについて、定期調査や保守点検等を適切に実施し、施設の維持管理に取り組みます。
--

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

<ul style="list-style-type: none"> ●紀の川市国民健康保険第3期保健事業実施計画において健康課題に対応するため、前計画から引き続いての保健事業3事業に加え計画した生活習慣病重症化予防事業、運動習慣定着促進事業についても、関係課、関係機関と連携し取り組みます。 ●がん検診未受診者への受診勧奨を継続して実施し、受診率向上に取り組みます。 ●「健康増進計画」に掲げた健康課題のうち、特に市民の運動習慣の定着を図るため、ウォーキングアプリを活用したウォーキングイベントを実施します。 ●桃山保健福祉センターのLED化を検討します。 ●住民集団検診（特定健診含む）の予約方法の改善化を検討します。
--

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	<ul style="list-style-type: none"> ●がん検診未受診者への受診勧奨により、受診者数が増加しており、また、がん検診の二次読影体制の充実により、精度管理の向上を図っているため。 ●特定健診受診率向上のため、未受診者対策を充実させるとともに、若年層に対しても健康に対する意識づけをし、特定健診受診に繋げていく事業も継続して実施しています。 ●対象者の生活習慣病重症化予防を目的に、運動を開始し継続的に生活習慣として取り入れるための活動費用の一部を補助する運動継続支援事業を利用促進しています。 ●対象者は努力義務のあるA類疾病を予防する子どもの定期予防接種はもとより、努力義務のないB類疾病を予防する高齢者の定期予防接種についても個別の接種勧奨を行い、感染症のまん延防止に努めています。 ●市民が自殺に追い込まれることのないよう、他機関・他分野の重複的かつ包括的な支援が求められており、また、心に悩みを抱えている方が地域で孤立しないよう自殺対策を支える人材の育成や児童生徒のSOSの出し方に関する教育が必要です。

施策評価シート（令和6年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-2-2 地域医療体制・医療保険制度の充実	施策責任者	市民部長 岡野 和彦
目指す姿	市民の誰もが必要なときに安心して、質の高い医療サービスを受けることができるまちを目指します。		
関係課	健康推進課、国保年金課	個別計画	紀の川市国民健康保険第3期保健事業実施計画

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 6	32.8	3/39位	29.2	11/39位	●地域医療体制・医療保険制度の充実についての満足度を計る「令和6年度紀の川市市民意識調査」で41.8%の方が、「満足」・「まあ満足」と回答しており、令和5年度の39.0%より微増しています。 ●令和6年度の満足度順位は11位で令和5年度の13位から上がっています。重要度順位は3位で令和5年度と変わっていません。
R 5	30.3	3/39位	21.0	13/39位	●重要度が3位ですが、満足度が11位となっており、地域医療体制・医療保険制度の充実が求められています。

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8 (目標値)	ベンチマーク
①	かかりつけ医を持っている人の割合	%	実績 達成率 (%)	67.6 90.1	67.2 89.6	67.7 90.3		75	県 70.2% (R5) 目標 90% (R11)
②	地域医療に満足していると感じている市民の割合	%	実績 達成率 (%)	42.5 42.3	42.3 46.2			42.5%以上	
③	救急医療をいつでも受けられると感じている市民の割合	%	実績 達成率 (%)	56.1 57.8	57.8 63.6			56.1%以上	
④	国民健康保険税収納率（現年課税分）	%	実績 達成率 (%)	97 99.7	96.8 99.5	96.7 99.4		97.3	R5年度 県平均 95.55%
⑤	子ども救急相談ダイヤル（#8000）の利用件数	件	実績 達成率 (%)	526 87.7	675 112.5	621 103.5		600	県 7,632件 (R1) 5,969 件 (R2) 5,745件 (R3) 8,262件 (R4) 10,382件 (R5) 9,960件 (R6)

4. 成果指標の分析（成果指標のNo.と対応）

①かかりつけ医を持っている人の割合は、令和5年度と比べるとやや増加しましたが、令和5年度の県平均値70.2%よりも低くなっています。年代別でみると10代で87.5%、20代で62.2%、30代で58.5%、40代で60.3%、50代で63.3%、60代で77.8%、70代で88.4%となっており、20代～50代で県平均より下回っています。
②地域医療に満足していると感じている市民の割合は、令和5年度より3.9%増加しました。
③救急医療をいつでも受けられると感じている市民の割合は、令和5年度より5.8%増加しました。
④口座振替の推進及びコンビニ納付などによる様々な納付機会の提供により、前年度と比べ0.1ポイント下がったものの高い収納率を確保することができました。
⑤子ども救急相談ダイヤルの利用件数が、令和5年度より減少しています。県全体でも減少しており、救急医療相談の件数は増えましたが、一般の病気の相談件数が大きく減少しています。また例年、午後7時から9時までの時間帯や、土日祝日の相談件数が多くなっています。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●医療法に基づき県の保健医療施策を推進する基本指針となる「第8次和歌山県保健医療計画」が策定されています（計画期間：令和6年度～令和11年度）。国は、2040年を見据えて地域医療構想を医療計画の上位概念に位置づけ、新たな地域医療構想については、入院医療だけでなく外来・在宅医療、介護との連携等も含めた医療提供体制全体の構想とする改正医療法案を検討しており、その内容は令和12年度からの第9次医療計画に反映される予定となっています。
●和歌山県の乳幼児医療費助成制度を基に、子育て世代の経済的負担軽減のため、紀の川市として独自に令和5年8月診療分から高校卒業まで対象者を拡大し、かつ19歳から24歳までの大学生等の入院に係る保険適用自己負担分に対して助成を行う制度を拡充し、運用を行いました。
●安定的なべき地医療の提供に向けて、現在老朽化した駒瀬診療所の新築移転を進めています。
●マイナンバー法等の改正により、令和6年12月2日に健康保険証が廃止されました。
●紀の川市国民健康保険第3期保健事業実施計画（計画期間：令和6年度～令和11年度）に基づき、被保険者の健康の保持増進を図り、医療費の適正化を目指しています。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は○、それ以外は●）

○患者の状態に応じた適切な医療を安定的かつ継続的に提供することができる体制づくりを進める必要があります。
○安心して出産することができる体制が必要です。
○へき地においても充実した医療が提供できるよう診察環境などを整える必要があります。
○国民健康保険制度の安定的な運営を図る必要があります。
●岩出保健所、公立那賀病院、那賀医師会など関係機関と協議し、災害時医療連携体制の構築が必要です。
●和歌山県の乳幼児医療費助成制度の対象者の拡充を要望するとともに、国における財政支援を前提とした子ども医療制度の創設を要望していくことが必要です。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●公立那賀病院の良質適正な医療提供のため、負担金の支払いを行っています。 ●市内に産科を新規開設する医療機関を誘致するため、上限1億円の開業支援補助制度を令和5年度に創設し、全国の国保連合会や各都道府県産婦人科医会等へパンフレットを送付して周知依頼を行っています。 ●妊婦や妊娠を考えている女性が市外で出産することの不安や経済的負担を軽減し、安心して出産を迎えることができるよう支援そのため、妊婦健診を受診する際の交通費助成として妊婦通院支援給付金を令和5年度から支給しています。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●公立那賀病院について、一部事務組合の構成市である岩出市や岩出保健所と連携しながら、安心して医療が受けられる医療体制を支援します。 ●産科誘致に係る近隣市の産婦人科医院への聞き取りを参考に、誘致開業支援補助制度を継続します。 ●妊婦健診を受診する際の交通費を助成する妊婦通院支援給付金の支給について、紀の川市に分娩できる医療機関が開設されるまで継続します。 ●骨髓等提供者の経済的負担を軽減するため、骨髓等の提供に係る通院、入院費用の助成を引き続き実施します。
	健康推進課			
②	救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●初期救急医療、二次救急医療及び小児救急医療の円滑な運営のため、負担金支給や運営支援を行っています。 ●那賀休日急患診療所は、令和3年9月から新診療所で診察を開始しています。 ●赤十字血液センターと協力して献血を実施し、輸血用血液等の確保に努めています。 ●毎月、広報紙へ休日夜間診療の電話案内を掲載し情報提供に努めています。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅当番制の歯科救急医療、病院群輪番制による二次救急医療、小児救急医療への負担金支給を引き続き維持します。 ●那賀休日急患診療所は、休日の初期救急として地域医療を守る拠点となっているため、引き続き負担金支給や運営支援を継続します。 ●献血や骨髓等移植ドナー登録について、引き続き啓発や機会提供に取り組みます。 ●市民がスムーズに救急医療受診ができるように情報提供に努めます。
	健康推進課			
③	福祉医療費助成の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉医療費助成制度については、対象者への周知や、申請・更新書類の送付を行うなどし、きめ細かな対応を行っています。 また、対象者に助成を行うことで、安心して医療機関を受診できるよう取り組んでいます。 ●子ども医療費助成制度については、令和5年8月診療分から18歳までの子どもの入院・通院に係る保険適用自己負担分及び19歳から24歳までの大学生等の入院に係る保険適用自己負担分に対しても助成を行うよう制度の拡充を行いました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●広報紙や紀の川市ホームページ、また関係課と連携し、福祉医療制度の周知徹底を図り、すべての対象者の方が助成を受けられるよう取り組みます。
	国保年金課			
④	べき地医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険直営診療施設においては、指定管理者制度導入により、施設管理及び診療行為を指定管理事業者において行うことで、一般会計からの繰入金縮減など経費改善を実現しました。 ●「鞆洲地区公共施設等再編事業」においては、鞆洲診療所と鞆洲出張所の複合施設の建設工事を実施しています。 ●国民健康保険直営診療施設の運営について、令和6年度から引き続き指定管理者制度による運営を継続しています。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●「鞆洲地区公共施設等再編事業」による鞆洲診療所の移設に合わせて、地元から要望があるリハビリ事業を実施するため、関係機関及び指定管理事業者と協議を行っていきます。
	国保年金課			
⑤	国民健康保険制度の安定的運営	<ul style="list-style-type: none"> ●和歌山県とともに保険者として、国民健康保険制度の安定的運営に取り組んでいます。 ●被保険者の健康寿命延伸及び医療費の適正化を目指し、効果的かつ効率的な保健事業を実施しています。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●和歌山県国民健康保険運営方針に基づき、安定的な国民健康保険制度の運営を推進します。 ●和歌山県から示される標準保険料（税）率を基本に、適切な税率設定を行います。 ●令和8年度から創設される子ども・子育て支援金分についても、和歌山県から示される標準保険料（税）率を基本に、適切な税率設定を行います。 ●国民健康保険事業運営基金を適切に活用し、急激な被保険者の負担が生じないように努めます。 ●紀の川市国民健康保険第3期保健事業実施計画に基づき、被保険者の健康の保持増進を図るとともに、医療費の適正化に繋げることを目指し、関係機関と連携を取り、各種保健事業に取り組みます。
	国保年金課			
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

- 和歌山県後期高齢者医療広域連合とともに、後期高齢者医療制度の安定運営に取り組んでいます。

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

- 産婦人科医院誘致開業支援補助金交付要綱及び妊婦通院支援給付金支給要綱について、近隣市の産婦人科医院への聞き取りや子育て中の母親等へのアンケートを参考に継続して実施します。

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	<ul style="list-style-type: none"> ●那賀休日急患診療所経営事務組合、公立那賀病院経営事務組合、那賀広域事務組合等の負担金支給や運営支援を行い、初期及び二次救急医療の下支えとなっているが、より広域的な連携や迅速な対応が求められています。 ●市内に出産できる医療機関が無い状態が続いているが、市外の医療機関で妊婦検診を受診する際の交通費助成として妊婦通院支援給付金を支給することで、経済的負担の解消に繋がっているため。

施策評価シート（令和6年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-3-1 地域福祉の推進	施策責任者	福祉部長 貴多橋一仁
目指す姿	地域に暮らす人々がともに支え合える地域をつくり、安心して暮らせるまちを目指します。		
関係課	社会福祉課	個別計画	地域福祉計画

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 6	8.5	18/39位	30	10/39位	●令和6年度の市民意識調査において、「地域福祉の推進」に対する満足度、重要度とともに令和5年度と比較して上昇しています。地域のつながりが希薄化している中で、地域の支え合い、助け合いが重要であると認識されつつあると考えます。 ●令和6年度の市民意識調査では、地域活動のボランティアに参加したことがある人は、46.4%ありますが、教育・文化・スポーツ関係、福祉関係、防災関係のボランティア活動に参加するつもりがない人がそれぞれ50%以上あります。
R 5	7.9	18/39位	18.3	17/39位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8 (目標値)	ベンチマーク
①	民生委員児童委員1人当たりの平均年間活動日数	日	実績 79	92	97			110	岩出市 令和5年度 57.6日 令和6年度 54.8日
			達成率 (%) 71.8	83.6	88.2				
②	民生委員児童委員の充足率	%	実績 100	100	99			100	全国 令和4年度 (一斉改選) 93.7%
			達成率 (%) 100.0	100.0	99.0				
③	ボランティア活動に参加している市民の割合	%	実績 17.4	17.1	18.8			25.0	
			達成率 (%) 69.6	68.4	75.2				
④	生活保護率	‰	実績 7.05	7.54	7.53			7.00以下	県平均 令和5年度 16.03‰ 令和6年度 16.20‰
			達成率 (%)						
⑤	自立世帯件数	件	実績 2	1	3			4年間で10件	
			達成率 (%)						

4. 成果指標の分析（成果指標のNo.と対応）

①民生委員・児童委員からの活動報告書に基づいた日数。実績は増加傾向にあり、その相談・支援内容は複雑化・多様化しています。
②委員の死亡による退任後の後任者を決めることができず、1名欠員が生じました。
③市民意識調査において、地域活動、教育・文化・スポーツ関係、福祉関係、防災関係、それぞれのボランティア活動に参加したことがある市民の割合を平均した数値。令和5年度と比較すると微増となっています。
④年度末における人口1千人当たりの生活保護受給者数であり、令和5年度と比較すると微減となっています。被保護者の約6割が高齢世帯であり、保護の脱却が難しい状況が続いている。今後、被保護者の高齢化が予想されます。
⑤被保護者の積極的な活動を支援し、自立に繋がった世帯は、3世帯3人でした。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を行うため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されています。
●全国的に少子高齢化、核家族化の進行の影響などにより地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域で支え合い、助け合いながら生活する地域のつながりが希薄化し、市民の福祉ニーズも複雑化・多様化しています。
●地域での課題解決や専門的な支援を担う福祉人材の育成が必要です。また、地域福祉活動を活性化させるため、中心的な役割を担うリーダーの育成も必要です。
●地域などでは解決できない課題については、各種専門機関などと連携し、情報の共有や解決策の検討を行っていく必要があります。そのための仕組みづくりが求められています。また、生活困窮者をはじめとする複合的な課題や自立支援に適切に対応していくためにも、分野を横断した相談支援体制を構築・拡充していく必要があります。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は⑥、それ以外は●）

○地域住民がともに支え合い助け合う地域づくりに取り組む必要があります。
○地域福祉を支える担い手の確保や中心的役割を担うリーダーの育成が必要です。
○複雑化・複合化した生活課題や福祉ニーズに対応できる相談・支援体制の充実が必要です。
○生活困窮者などに対する就労支援や生活再建のための適切な支援が必要です。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	多様なニーズに対応できる支援体制の構築 社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ●本庁舎及び各支所窓口に「つなぐシート」の設置を行い、地域住民の生活課題や福祉ニーズに対応できる相談支援体制の充実を図りながら、福祉部及び庁内関係課と連携強化のための会議を実施しました。 ●多様な相談に対応できる職員の育成のため、自殺対策担当職員向けに地域共生の観点から研修を行いました。 ●相談から支援につなぐために、福祉部内の相談窓口、活用できる制度や地域資源等を市公式YouTube等で周知啓発を行いました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●「つなぐシート」の活用状況や職員の意識調査を行うことで、現状の取組の見える化や課題の把握を行い、庁内各部署と横断的に課題解消や取組強化に向けた検討を行います。 ●多様な相談に対応できる職員の育成に取り組みます。 ●各相談窓口の一覧などを広報紙やホームページなどに掲載して周知を図ります。
②	地域におけるつながりの構築・強化 社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員児童委員が挨拶や声かけに努め、子どもの安全、高齢者の安否確認などの見守り活動を推進しました。 ●地域に根ざした地域福祉の実践を進め、地域全体をネットワーク化する活動を行う社会福祉協議会の運営補助を行いました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の助け合いにより様々な福祉の課題を明らかにし、解決に向けた取り組みを進め、地域共生社会の実現を目指し、市民・地域・行政が協働して取り組むべき方策を定めるため、第3次地域福祉計画の見直しを図ります。 ●庁内各部署や福祉関係機関と連携しながら、専門職による伴走型支援と地域の居場所などにおける様々な活動を通じて、日常の暮らしの中で行われる地域住民同士の支え合いや見守りといった双方の視点からセーフティーネットを強化します。 ●民生委員児童委員や社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉活動を促進します。
③	活動の担い手の確保・育成 社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ●各地域で活動されている民生委員児童委員、赤十字奉仕団、ボランティア連絡協議会への活動補助を行いました。 ●民生委員児童委員に対し、地域福祉に関わる公的制度について研修を開催しました。 ●なり手不足解消に向け、民生委員児童委員、主任児童委員の認知度向上を図るために、啓発グッズを作成しました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会が行うボランティア養成事業を支援し、ボランティアの養成を強化します。 ●地域の身近な相談相手である民生委員児童委員、主任児童委員の認知度向上のため、啓発グッズ（チラシ）の作成や配布等を行い、なり手不足解消に向けた取り組みの充実を図ります。
④	さまざまな問題を抱える世帯に対する自立支援と生活保護 社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ●不就労者や生活困窮者に対して、相談や支援を行う生活困窮者自立相談支援事業を社会福祉協議会に委託し、個別の困窮実態に応じた支援を行いました。 ●生活保護受給者に対し、保健師と連携し身体や生活状況を聞き取り、生活改善に向けアドバイスを行なう等、健康増進を推進することで自立支援に繋げるための取組を行いました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者自立支援事業を委託している社会福祉協議会や和歌山公共職業安定所などの関係機関との連携を強化し、要保護状態に至る前の生活困窮者からの相談受付を充実するとともに、生活困窮者に対し継続的な伴走支援を実施します。 ●生活保護受給者に対する健康保持・増進、疾病予防の意識付けを保健師等とともに実施し、健康状態の改善による自立阻害要因の解消に努め、就労機会の確保に積極的に取り組みます。
⑤				
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

<ul style="list-style-type: none"> ●物価高騰対策に係る国の施策として、新たに令和6年度住民税が非課税又は均等割のみ課税となる世帯への給付金、令和6年実施の定額減税を引き切れないと見込まれる方への給付金（当初調整給付金）、令和6年住民税非課税世帯向け給付金（同世帯で扶養されている18歳以下の児童に対する加算（こども加算）含む）を実施し、適切に支給しました。 ●当初調整給付金の支給額に不足が生じる方等に対しては、令和7年度に不足額給付として支給する予定です。

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

<ul style="list-style-type: none"> ●紀の川市の地域性を活かした地域共生社会（制度・分野の枠や「支える側」「受け手側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会が繋がり、市民一人一人が生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会）の構築に向け、市役所各部署だけでなく多機関協働で協議、実践を重ねていきます。 ●社会福祉法で規程された地域福祉のリーダー的存在であり、地域ネットワークを持っている社会福祉協議会が、地域共生社会構築のコーディネーター的役割を担えるよう協働して取り組みます。 ●生活困窮者の自立促進を包括的に支援するため、生活困窮者自立支援法の基づく業務を社会福祉協議会と協働して市民の多様化・複雑化する相談に対応し、相談受付を充実するとともに、個別の困窮実態に応じた支援を推進します。
--

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	<ul style="list-style-type: none"> ●少子高齢化、核家族化等により人と人との繋がりが希薄化している中で、既存の地域活動を継続し続け、民生委員児童委員への研修を実施することで地域福祉を担い支える人材育成に取り組んでいます。 ●複雑化・複合化した生活課題や福祉ニーズに対応できる相談体制への取組を進めています。 ●生活保護制度については、適正実施に努めています。 ●窓口相談のほとんどが生活保護申請になっていましたが、相談者のおかれている状況を把握し、生活困窮者自立相談支援事業の委託先である社会福祉協議会と連携し、自立に向けての支援に努めています。

施策評価シート（令和6年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-3-2 高齢者へのサービス充実と健康づくりの推進	施策責任者	福祉部長 貴多橋一仁
目指す姿	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らすことができるまちを目指します。		
関係課	高齢介護課、地域包括支援センター	個別計画	介護保険事業計画及び高齢者福祉計画、地域福祉計画

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 6	23.1	4/39位	32.3	9/39位	●高齢者施策については多くの市民が非常に重要視していることがうかがえます。また、満足の度合も上位にありますが、満足している人の割合が43.7%ある一方で、不満に思っている人の割合も11.4%あることから、ニーズに添ったきめ細やかな施策の展開と内容の充実が求められています。 ●令和4年12月実施の高齢者実態調査では、今後拡充が必要な施策として「介護している家族等の支援」、「移動手段の充実」、「在宅サービスの充実」の順で重要となっており、在宅で介護されている人に限っては、「介護している家族等の支援」、「認知症対策の充実」、「身近で通いや泊まりなどのサービスが受けられる事業所等の充実」と「移動手段の充実」の順となっています。
R 5	20.0	5/39位	20.9	14/39位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8 (目標値)	ベンチマーク
①	認知症高齢者等個人賠償責任保険加入者数	人	実績 達成率 (%)	45 60.0	63 84.0	54 72.0			75
②	認知症サポーター数	人	実績 達成率 (%)	5,497 76.3	6,193 86.0	6,638 92.2		7200	橋本市 10,007人 (R7.3末)
③	介護認定を受けている人の割合	%	実績 達成率 (%)	21.7	21.2	20.9		21.9%未満	橋本市 18.1% (R7.3末) 県全体21.9% (R7.3末)
④	自主運動サークルなどの活動拠点数	拠点	実績 達成率 (%)	123 72.4	118 69.4	119 70.0		170	
⑤	災害時要援護者名簿登録者のうちハザードエリア内に住む者の個別避難計画作成済者数	人	実績 達成率 (%)	2 2.5	7 8.9	19 24.1		79	

4. 成果指標の分析（成果指標のNo.と対応）

①認知症高齢者等個人賠償責任保険については、加入者は増加すると見込んでいましたが、施設入所や亡くなった方が新規加入者より多くなったため、令和6年度は減少しました。
②認知症サポーター登録者数は令和6年3月末から令和7年3月末の1年間で445人（内訳：中学生394人、事業所13人、一般38人）増加しました。市民や市内中学校、団体など幅広い年代の方に養成講座を受講いただきました。
③令和6年3月末時点では紀の川市の認定率は21.2%で県内13番目の高さでしたが、令和7年3月末時点では紀の川市の認定率は20.9%で県内15番目の高さとなっていました、認定率に大きな変化はなく令和8年度の目標値を下回っています。今後さらなる低下を目指します。
④自主運動サークルなどの活動拠点は4拠点の廃止があり、新規で5拠点立ち上がりました。令和5年度とほぼ同数の119拠点（内訳：自主運動サークル32カ所、てくてく体操87カ所）で、大きな変化はありませんが、令和4年度と比較して減少しています。
⑤令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたことを受け、ハザードエリア内に住む要援護者名簿登録者のうち19名（当課7名、居宅介護事業所12名）の個別計画を作成し、作成件数は大幅に増加しました。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●全国的に高齢化が進行し、65歳以上人口の割合は総務省統計局の人口推計令和7年3月確定値で29.3%となっています。本市においても同様の傾向であり、65歳以上人口の割合は、34.3%（令和7年3月時点）と全国値を上回っており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本市の高齢者人口は今後も増加し、令和12年頃にはピークに達し、その後緩やかに減少していくと見られるものの、全国的には2040（令和22）年頃に団塊の世代ジュニアが65歳以上となり高齢者人口がピークを迎え、現役世代（担い手）が大きく不足するという2040年問題に直面し、本市においても現役世代（担い手）と高齢者の割合がほぼ同じになり、介護サービスをはじめとする高齢者福祉のニーズも一層増加することが予想されます。
●「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」による認知症高齢者の数は、令和7年には全国で約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達すると見込まれており、認知症は誰もがなりうる可能性のある身近な病気となっています。令和6年1月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、国や地方公共団体は認知症施策を総合的かつ計画的に策定・実施することが責務となり、国民の責務として、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならぬとされました。今後、法に基づき必要な施策を講じ共生社会の実現を推進していく取組が必要です。
●厚生労働省は令和7年までに住民主体の通いの場に参加する高齢者の割合を8%とすることを目指し、取組を推進することが望ましいとしていますが、本市においては令和7年3月時点での約6%となっています。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は①、それ以外は●）

○高齢者が生きがいを見つけ、社会活動に参加するには、就労やボランティア活動などの機会の確保や充実を図ることが必要です。
○認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症になつても安全・安心に暮らし続けられるよう認知症の人やその家族を支援する体制づくりが必要です。
○認知症サポーターを育成し、チームオーレンジとして地域での見守り活動や啓発活動に取り組む人材を育成する必要があります。
○今後増加が予想される独居高齢者や高齢者のみの世帯への対応として、地域の活力による見守りなどの共助体制を確立する必要があります。
●高齢者の自発的な健康づくりなどの介護予防活動の推進と適正な介護サービスの提供を担保する事業所への運営指導等の強化により、介護保険制度の持続可能性の確保が重要です。
●デジタル社会が進行する中で、高齢者のデジタルデバイドが懸念されており、高齢者が取り残されないような支援が必要です。
●個人情報保護の意識の高まりにより、災害時要援護者名簿への登録や個別避難計画の作成を辞退する人が増えています。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●フレイルチェック事業において、市民ボランティアの「フレイルサポート」を養成し、新たなコミュニティ組織を創設しました。 ●フレイルサポートに見守り活動等の福祉活動を行う「地域見守り協力員」を依頼し、ボランティア活動の促進を図っています。 ●一般公募により、フレイルサポート以外の「地域見守り協力員」の増員を図りました。 ●NPO法人フレイルサポート紀の川と高齢者のサポートに関して市と協働で取り組むための包括連携協定を締結しました。 ●元気高齢者の就労やボランティア活動の機会確保に取り組む就労的活動支援コーディネーターを配置し、市内の介護事業所と就労意向のある元気高齢者とのマッチングを行いました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が住み慣れた地域で生きがいのある生活を続けられるよう、ボランティア活動や世代間交流などのさまざまな機会を活用した社会参加の促進や、学習・文化・スポーツ等へ参加しやすい環境づくりを推進します。 ●就労的活動支援コーディネーターによる就労希望の高齢者と受入可能な介護事業所とのマッチングを行い就労機会の提供及び介護人材の確保を図ります。 ●「市民による市民のためのフレイルチェック」を合言葉に、引き続きフレイルサポートを養成するための講座を開催していきます。 ●フレイル予防アプリを利用して介護予防活動や介護ボランティアに参加した人にポイントを付与することで健康づくりや社会参加の動機付けを行います。
	高齢介護課			
②	認知症対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●9月の認知症月間に映画上映会を開催。またチラシの各戸配布、懸垂幕や啓発ステッカー貼付等を行いました。オレンジガーデニングプロジェクトでは、花の苗と種・啓発用ブロchure等を事業所やボランティア、大学等に配布。市図書館では認知症特設コーナーを設置し、産官学連携のもと啓発活動のさらなる拡大を行いました。 ●認知症本人と家族の方との交流の場である「紀の川おれんじ広場」等は、医療機関での開催にもつながり、MCIや若年性認知症の方が参加しやすい環境づくりにつながりました。 ●認知症高齢者等について、徘徊の可能性のある方にはGPS端末の貸与や、認知症高齢者等個人賠償責任保険の事業を実施し、認知症高齢者本人やその家族の安心につなげています。 ●低所得のグループホーム入居者の家賃等の助成事業を実施しています。 	高い	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症本人・家族の支援を行うことができるように専門職配置を充実し地域包括支援センターの機能強化を行うことが重要になります。また、新しい認知症対策そのため、認知症月間の啓発や「オレンジガーデニングプロジェクト」等の事業を実施、知識の普及・啓発に努めます。 ●医療と介護の専門職が参加する「認知症を考える会」を中心に産官学民が連携のもと認知症対策を検討・策定化し、「新たな認知症観」の啓発を推進します。 ●第9期介護保険事業計画に位置付けたグループホーム2ユニット（定員18名）の整備を令和7年度において1ユニット、令和8年度で1ユニットの整備を実施します。 ●認知症を早期に発見するため、介護予防事業などにおいて、認知機能検査を行い、認知症予防に取り組みます。
	地域包括支援センター・高齢介護課			
③	高齢者の尊厳への配慮と安全・安心な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の相談者数も増加しています。専門職を配置し、相談・支援を実施しました。 ●民生委員児童委員や隣住民、サービス事業者等からの相談や警察からの通告による高齢者虐待報告が増加しており、高齢者虐待防止法を基に事実確認や福祉サービス導入、コア会議の開催、保護など、対応に努めました。 ●判断力の低下した高齢者に対する消費者被害や虐待、生活困窮などの相談に対し、成年後見制度や権利擁護事業等の利用支援のため令和4年度に権利擁護センターを設立し、社会福祉協議会に委託して運営を開始しました。権利擁護センターを紹介するだけでなく、適切な情報提供に努め、センターと連携しその人に合った事業や支援につなげることでその人らしい生活を送れるよう支援しました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の尊厳（自己決定権）を保持するため、高齢者虐待の相談や通報には、高齢者虐待防止法等根拠を基に相談・支援に努めます。特に、高齢者虐待では、本人の意思確認が重要となるため、適切な情報提供だけでなく、安全・安心な環境での本人の意思確認に努めます。 ●権利擁護センターの利用者が増加することが予想されることから、専門職を確保し、連携を強化します。 ●成年後見制度の適切な利用を図るため、市長申立以外の本人・親族等申立てに係る後見人等の報酬助成を令和7年度より実施します。 ●災害時要援護者台帳登録者のうち優先度が高い地域に住む者の個別避難計画の作成を居宅介護支援事業所に一部委託し、作成しています。 ●利用者が住宅改修に係る適切なマネジメントが受けられるよう、住宅改修費の支給申請に係る必要な理由がわかる書類の作成をした居宅介護支援事業所に必要経費の助成を令和7年度より実施します。
	高齢介護課・地域包括支援センター			
④	介護保険制度の持続可能性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●介護サービスの質の向上を図るために、所管する事業者への適切な助言・指導を行いました。 ●総合事業において、積極的に自立支援に取り組む事業所を認定し、適正な評価と成果に応じたインセンティブを付与しました。 ●介護認定審査会のWEB開催とペーパーレス化に加え、認定調査システムを導入しました。 ●地域ケア個別会議、地域ケア会議、サロンドケアマネ（介護支援専門員の意見交換・勉強会）を開催し、人材育成に取組み専門職のスキルアップや連携強化を図りました。 ●紙おむつ助成事業について、費用の全額を第1号保険料を財源とする保健福祉事業へ移行しました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●NPO法人フレイルサポート紀の川と協働でフレイル予防の重要性を周知しています。 ●介護サービスの質の向上を図るために、利用者からの苦情や相談に迅速に対応するとともに、介護サービス事業者に対し適正な運営とサービスの質の確保に向け効果的な助言・指導に引き続き努めます。 ●人材不足が深刻な介護現場の業務効率化（ICT化）による情報共有体制の構築と災害時等の行政との円滑な情報連絡手段の獲得を目的にLINE-WORKSを利用した介護事業事業所同士のネットワークの形成を目指すとともに、専門職育成のための支援を継続します。 ●認定調査をシステム化することにより、調査の平準化やペーパーレス化、迅速化など調査業務の効率化に取り組みます。
	高齢介護課・地域包括支援センター			
⑤	地域包括ケアシステムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ケア会議を参考とWEBの併用で開催し、地域課題や事例検討等について話し合い、情報共有を図りました。 ●自立支援・重度化防止意識改革推進事業で、理学療法士による「介護予防と自立支援研修会」を住民対象に参考で実施しました。 ●医療と介護の連携推進事業（岩出市と合同）を在宅医療サポートセンターに継続的に委託することで、各部会が継続的に課題解決に努めるだけでなく、多職種連携を重視した活動に発展することができました。 ●地域包括支援に係る情報の集約や関係機関の明確化など、新システムを活用し、地域包括ケアシステムを推進しました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症や虐待など複数の課題を持つ高齢者の対応を推進するため、医療・介護・福祉関係者だけでなく、民生委員児童委員や地区住民とも連携し地域包括ケアシステムの深化を推進します。 ●医療と介護の連携推進事業の実施継続のため、在宅医療サポートセンターに事業委託を継続します。 ●生活支援コーディネーターとの協力体制を構築し、地域住民を含めたケアシステムを推進します。 ●NPO法人フレイルサポート紀の川及び移動販売事業者と連携し、地域の実情に応じた簡易な生活支援サービスの提供体制を構築します。 ●高齢者が安心して在宅生活を送れるよう、近隣の人が互いに声を掛け合い見守りを行う体制づくりに取り組みます。
	地域包括支援センター・高齢介護課			
⑥	高齢者の自立支援とフレイル予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●那賀歯科医師会の協力医院と連携し、地域の体操拠点等でオーラルフレイルチェックを実施。その結果から必要に応じて受診勧奨し、協力医院への受診を促しました。 ●フレイル予防及びDX化推進のため、自身の健康チェックやフレイル状態の分析が行え、運動継続者へのインセンティブとしてポイント付与機能や抽選機能を備えたアプリを公開しています。 ●移動販売事業者と連携協定を締結し、移動販売車による移動カフェを通いの場等に派遣し、見守りや買い物支援を行っています。 ●ひとり暮らしの高齢者の不安を解消し、離れて暮らす家族が安心して生活を送れるように、自宅に通信機能付き電球を設置する事業を実施しました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●健康チェックイベント等において、NPOによるフレイルチェック及び専門職による健康相談を実施することで、フレイル予防の周知を図り、今後も高齢者が主体的にフレイル予防の取組を継続できるように体操拠点準備と活動を支援しています。 ●地域リハビリテーション活動支援事業の継続上、必要な理学療法士等の専門職の確保に努めます。 ●NPO法人フレイルサポート紀の川と協働でフレイル予防の重要性を周知しています。 ●高齢者のデジタルデバイド対策の一環として、引き続き元気プラス塾のメニューにスマート教室を組み入れ、初心者に操作方法の講習を行います。 ●旧白水園については地域の体操拠点として活用し、適切に管理します。
	高齢介護課			

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

<ul style="list-style-type: none"> ●地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築 ・複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするケースにおいて、福祉部内で横の連携を持ち、世帯・地域が抱える課題に包括的に対応していくための担当者会議を随時開催します。 ●多様な住まいへの支援 ・バリアフリー化のための住宅改修やサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームなどの適切な確保と高齢者の最終的なセーフティネットとして生活支援ハウス及び養護老人ホームへの入居支援を行います。 ●医療・福祉専門職の業務改善 ・専門職の募集や実習生の受け入れによる専門職の確保だけでなく、ICTを活用し業務量の縮小を図ります。

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が健康でいきいきと暮らしていくことができるよう、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。 ●就労したい高齢者と高齢者の就労を希望する介護事業所等とのマッチングを行い高齢者の生きがいづくりと介護人材の確保につながる支援を行います。 ●認知症の人が増加している現状等に適切に対応するため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」による施策を展開し、共生社会の実現に寄与するよう努めます。 ●地域包括ケアシステムの深化・推進に当たり、地域包括支援センター機能の充実・強化を図り多職種連携を強化するとともに、多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう取り組みます。 ●デジタル社会が進行する中で、情報の受け手としての高齢者が置き去りにされないように、また、日常生活での利便性が向上するよう支援します。 ●第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づいた施策の展開と進捗管理を行います。 ●近年の局地的豪雨や南海トラフ巨大地震などの自然災害に備え、避難行動要支援者の円滑で迅速な避難を図るための個別避難計画の作成は急務であり、ハザードエリア内に住まわれる人から順次作成を進めています。
--

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症高齢者等個人賠償責任保険の加入者は減少ましたが、今後、認知症高齢者の増加が見込まれることや、ほっと安心ネットワークへの登録と併せ、介護する家族の安心にもつながっていることから達成度は高いとしています。 ●認知症サポートの数は養成講座を積極的に開催することで着実に登録者が増えており、目標値の達成度は高いとしています。 ●介護認定を受けている人の割合は介護予防活動や自立支援の取り組みの効果もあり徐々に低下してきていますが、県内でもまだまだ高い状況から達成度は普通です。 ●ここまで順調に数を伸ばしてきた自主運動サークルなどの活動拠点は活動の中心となる世話役がいなくなってきたことで活動を取りやめた拠点もあり、新規立ち上げには課題がありますが、引き続き支援を行っています。 ●個別避難計画作成者数の達成度はこれまで低い状況でしたが、令和6年度から一部を居宅介護支援事業所に委託したことで大幅に進捗し、目標値の達成度が高くなると見込まれます。

施策評価シート（令和6年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-3-3 障害者の自立支援	施策責任者	福祉部長 貴多橋一仁
目指す姿	障害があっても住み慣れた地域で心豊かに暮らせるまちを目指します。		
関係課	障害福祉課	個別計画	障害者基本計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、地域福祉計画

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 6	6.4	23/39位	12.1	23/39位	●令和6年度に実施した市民意識調査では、障害者の自立支援の取組について、満足度の割合が12.1%でした。 ●「障害のある方が地域で安心して生活できると感じる市民の割合」が回答者の多い40代、50代、60代で低くなっていますが、半数を下回っていることが「障害者の自立支援」への満足度が低くなっている要因であると考えられますことから、施策の取組について障害者だけでなく広く一般へ周知し、理解を得ることが必要です。
R 5	9.2	17/39位	4.3	24/39位	●平成28年度に実施した障害者基本計画策定に係るアンケート調査では、災害が起きた際の不安について、「避難先での生活の不安」が46.3%、「体調に対する不安」が38.9%、「避難する際の移動の不安」が37.2%でした。

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8 (目標値)	ベンチマーク
①	障害のある方が地域で安心して生活できると感じる市民の割合	%	実績 達成率 (%)	41.6 83.2	43.7 87.4	47.4 94.8			50
②	就労移行支援事業の利用者数	人	実績 達成率 (%)	18 85.7	26 123.8	26 123.8			21 岩出市 (R6) 13人
③	理解促進研修・啓発事業の参加者数	人	実績 達成率 (%)	206 25.8	282 35.3	403 50.4			800
④	障害福祉サービス支給決定者数	人	実績 達成率 (%)	600 98.4	644 105.6	689 113.0			610 岩出市(R6) 支給決定者数549人 障害者手帳所持者数3,131人
⑤	成年後見制度利用者数	人	実績 達成率 (%)	68 85.0	72 90.0	74 92.5			80 岩出市(成年後見制度) 利用者数154人 療育手帳所持者数 602人 精神障害者保健福祉手帳所持者数 605人

4. 成果指標の分析（成果指標のNo.と対応）

- ①障害のある方のニーズに応じたさまざまな福祉サービスや医療的ケアの提供・充実に努めるとともに、相談体制を強化し、障害のある方やその家族が、住み慣れた地域で暮らし続けることができる体制づくりが求められています。
- ②障害のある方の社会参加の状況を測る指標であり、事業内容が広く認知されてきたことで一定数が利用し、利用者数は目標値を超えていました。
- ③目標値を大きく下回っているため、啓発方法や内容を工夫することで障害のある方への理解促進を図り、参加者数を増やしていく必要があります。
- ④地域社会で自立した生活を営めるよう、それぞれの実情に応じた障害福祉サービスの利用を希望する人は年々増加し目標値を大幅に超えています。（障害者手帳所持者数 4,547人）
- ⑤成年後見制度に関する相談は増加傾向にありますが、成年後見制度利用者数はほぼ横ばい状態となっています。（療育手帳所持者数 843人、精神障害者保健福祉手帳所持者数 657人）

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）の施行に伴い、国による成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。成年後見人等への報酬の助成について、市長により申立てされた場合のみ対象としていましたが、本人・親族が申立てた場合にも対象範囲を広げることが求められ、成年後見制度の利用促進に向けた取組が重要となっています。
- 本市の身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあります。
- 障害のある方が自らの意思決定により希望する地域生活を営むことができるよう、就労アセスメントの手法を活用しながら、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実が求められています。
- 障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所や入院からの地域移行を進めるための地域生活支援拠点などの整備をより一層進めることが重要となってきています。
- 障害や介護、子育てなどの属性別の支援方法では対応困難な複雑化、複合化した相談内容に対応できるよう、包括的な相談支援体制のさらなる充実・強化が求められています。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は○、それ以外は●）

- 障害のある方に対する市民の理解を促進するための啓発に取り組む必要があります。
- 障害のある方の権利や尊厳が脅かされることを防ぐことが必要です。
- 障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所や入院からの地域移行を進める必要があります。
- 複雑化・複合化している相談内容に対応できるよう相談支援専門員などの相談支援業務に携わる専門人材の確保、育成が必要です。
- 災害時などにおいても障害のある方の安全・安心が確保される体制を整備する必要があります。
- 一般企業などにおける障害者雇用に対する意識啓発と雇用の定着、工賃、給料水準の向上が必要です。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	理解の促進と支え合う体制づくり	●紀の川市広げようこころの輪手話言語条例（平成30年条例第1号）を制定し、手話をに対する理解を促進する施策や手話を使いやすい環境づくりを推進しています。 ●障害のある方の権利を守るために、権利擁護制度の周知と理解の促進を図り、成年後見制度の利用につなげます。市長申立以外の本人・親族等申立てに係る後見人等の報酬助成を実施しています。 ●障害者虐待防止センターを設置するとともに、障害者虐待に関する講演会や研修会を開催しています。	普通	●障害を理由とした差別の禁止と虐待防止に向けた取組を充実し、市民への啓発に努めます。 ●障害のある方への理解の促進を図るため、那賀圏域障害児・者自立支援協議会を中心に関係機関などと連携し、市民への啓発に努めます。 ●障害のある方やその家族の自発的な活動や啓発活動への支援を行います。 ●視覚障害に対する理解を促進し、福祉の向上に努めます。
	障害福祉課			
②	地域で自立した生活をするための支援	●相談支援事業所や障害福祉サービス事業所などの支援員の人材育成を図るために、那賀圏域障害児・者自立支援協議会に人材育成部会を設置し、研修会の開催や情報の共有化を図っています。 ●常時医療的ケアが必要な障害のある児童が、地域で安心して日常生活を送れるよう、サービスの質の確保と充実に関する情報の共有化を図ることを目的とした、医療的ケア児支援連携会議を設置しています。 ●障害のある方やその家族が地域で安心して社会生活を送れるよう、地域生活支援拠点などの体制を整備しています。	普通	●複雑化・複合化している相談内容に対応できる相談支援体制の充実を図ります。 ●入所や入院からの地域移行を進めるため、在宅での障害福祉サービスの充実や地域生活支援拠点などの整備・充実を図ります。 ●障害のある子供やその家族に対する相談支援体制や療育支援体制の充実に努めます。
	障害福祉課			
③	障害のある方の就労支援	●障害者就労・生活支援センターが拠点となり、障害のある方の身近な地域において就労面及び生活面における一的な支援を行っています。 ●福祉的就労として就労継続支援などの訓練給付を行っています。 ●障害者優先調達推進法に基づき、市指定ごみ袋の一部を就労継続支援事業所に発注しています。	普通	●障害者雇用の一層の推進のため、就労移行支援や就労定着支援体制の充実を図り、福祉的就労から一般就労への移行を推進します。 ●「障害者優先調達推進法」に基づき、就労者の工賃、給料向上に向けた取組を促進します。 ●障害のある方が就労先や働き方にについて、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望や就労能力、適性等にあった選択を支援します。
	障害福祉課			
④	安全・安心が確保される体制の整備	●那賀圏域障害児・者自立支援協議会において、障害福祉サービス事業所の防災マニュアルの作成と避難訓練の実施を働きかけ、支援を行っています。 ●災害時要援護者避難支援システムを構築しています。 ●重度日常生活用具給付項目に自家発電機等を追加し、災害時に医療ケアの維持に対する取組を促進しています。	普通	●避難行動要支援者の個別避難計画作成を行い、適切な避難支援や安否確認を行うことができる体制を整備します。 ●障害のある方やその家族の防犯・防災対策の啓発活動に取り組むとともに、障害福祉サービス事業所などの防災対策を推進します。 ●公共施設・公共交通機関のバリアフリー化や心のバリアフリー化を促進します。 ●医療的ケア児等コーディネーターを配置するなどして、医療的ケア児等に必要な支援に繋がるような体制整備を進めます。
	障害福祉課			
⑤				
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

- 障害のある方への支援体制の整備を図るため、岩出市と共同で「那賀圏域障害児・者自立支援協議会」を設置しています。
- 岩出市と共同で「ひきこもり紀北地域ネットワーク会議」を開催し、ひきこもり者やその家族からの相談や、社会参加に向けた居場所の提供から就労や就学へ繋ぐ支援の適切な実施が図られるよう協議を進めています。

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

- 障害のある方への理解の促進を図るために、那賀圏域障害児・者自立支援協議会を中心に関係機関などと連携し、市民への啓発に努めます。
- 紀の川市成年後見制度利用支援事業の委託業務の進捗状況について把握し、成年後見制度の利用促進と円滑な制度運用について推進していきます。
- 障害のある方が住みなれた地域で安心した生活が送れるよう、地域生活支援拠点等を面的整備型で実施し、その機能の充実のため、運用状況の検証・検討を行っていきます。
- 自然災害などに対応するため、優先度の高い避難行動要支援者から災害時の個別避難計画作成を行い、適切な避難支援や安否確認を行うことができる体制を整備します。

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	障害のある方が地域社会で自立した生活を営めるよう、それぞれの実情に合わせた最適な障害福祉サービスは概ね提供できていますが、申請者数やサービス支給量は年々増加しているため、支給決定にかかる事務の効率化や人員の確保が課題となっています。また、少子高齢化や高度情報化に加え、自然災害の多発など、障害のある方やその家族を取り巻く環境は大きく変化し、個々の抱える課題も多種多様化してきています。複雑多様化している相談業務に対応するため、適切なケアマネジメントを行い、より専門的な相談支援の実施を図り、相談体制の充実に努める必要があります。また、災害時の避難行動要支援者の個別避難計画作成についても計画的に取り組み、安全・安心が確保される体制を整備する必要があります。